

資料
5

(7)

第19回定例委員会議事録

昭和37年3月23日(金) 午後1.15~4.15

出席者 正力委員長、石川、藤岡有次各委員、

湯川委員代理井上氏、

佐々木局長、島村総務課長、堀管理課長

鈴木アイトーフ課長

河崎外務省国協局長

1. 配布資料

- (1) 原子力開発利用基本計画策定要領(案)(二次案)
- (2) エニウエトップ原子爆実験に伴う放射能影響調査に関する件
- (3) アジア原子力センター設置に関する件
- (4) 第18回定例委員会議事録

2. 審議、決定及び報告事項

- (1) 原子力研究所敷地について

正力委員長より、本日の商議の模様について、各関係研究所は武山でなくても、もつと山の中でもよい旨、又冷却期間をおくべき旨の発言あり、これに対し炉の購入の関係から早急に決める必要あり、又従来慎重に検討した

c114-014-014

(2)

結果であるとして、之を反駁、従来の検討の成果、土地選定の経過等に関する文書を閣僚に配布検討の上、更に話し合をすることに決めた旨報告が行われ諒承された。

(2) 大臣軍中談について

内容について検討の結果諒承された。

(3) 原水爆実験影響調査について

藤岡委員より本日までの経過について報告があり、米側から米側の調査に当りての日本側の希望事項を向合せて来たが、これについては日本側の具体計画を決めてから、先方の計画について向合せたい旨発言があり、諒承された。

(4) 基本計画策定要領について

前回の案を改訂して局において作成した原案について検討を加えた結果、更に改訂を加えて決定(決定計画は別紙)マサ日の参考会に附議することに諒承された。

(5) 渉外事項報告

河崎外務省国際協力局長より下記の点について最近の状況を報告説明を行い諒承された。

(a) 国際原子力機関について

(3)

(b) アジア原子力センターについて

(c) 国連科学者会議について

(d) 細目取扱について

本件については、①炉購入後速かに取さめる ②免責条項は附属議定書とするとして委員会として仮決定し関係方面の諒解を得て正式決定として外務省に折衝を依頼することに諒承された。

(e) スイスからの留学生受入れの回答について報告され諒承された。

3. 議事経過

(1) 原子力研究所敷地について

正力委員長より本日の閣議の結果について、次のような報告が行われ諒承された。

この日の閣議で本件は関係閣僚懇談会で検討することとなり本日これを行った。外務、大蔵、防衛、経済企画、農林、労務、原子力の各大臣が集った。武山を主張するのは学看だという空気が強く、又原子力委員会が決定する所ではない、原子力担当大臣がやればよいとの意見だ。又冷却期間をおいたらよいという意見で之に対しては炉の購入の関係で早くやる必要がある

(4)

旨話した。大蔵大臣は代替施設のための金はない旨発言したが、之に対して反駁した。それから話合った。単に専看次の問題ではない。大内題だから語るのだと主張した。そこで委員会で検討した書類、土地選定委員会の経過書類等を配布し、検討を加えた上相談することとした。

(2) 大臣車中談について

正力委員長より23日より帰郷するが原多力記者クラブより車中談を公表されるよう要求があったので応ずることとし、局に原案作成を命じておいたので委員会で諒承されたい旨発言あり、次いで島村総務課長より次のような内容について説明を行い諒承されたい。

(島村) 内容の主旨は三つある。

その1は基本計画をしっかりと作り、国内体制を固めること。

2は海外との連携強化でこの中には、国際会議出席者の派遣、科専アタッシエの駐在、アジア原多力センターへの協力、アイソトープ利用の国際会議、経営者チームの海外派遣、外国人専門家の招聘等が含まれる。

(5)

3は、アイソトープ展覧会開催の計画である。

(3) 原水爆実験影響調査について

藤岡委員より本日までの経過について次のように報告が行われ諒承された。

(藤岡) 関係各省庁を集めて相談したが十分でないの
で個別に折衝を行い、これは大体終った。水路部、気象台、水産庁などにそれぞれ具体的研究計画を出すよう依頼した。又予算問題も起るので主計局長、原次長に本件を計画中の旨諒承されたいと申入れた。何れ計画ができれば話をするというごとのにした。又昨日国会合同参とも連絡を行い中曾根氏も是非原多力委が中心となってやれとのことであった。やるについては国会開会中は予備費は出せないの
で党首脳にも予め工作の必要もあり具体的計画を知らせてほしいとのことであった。来週中に結果をまとめて連絡する予定である。

又本日本務省を通じアメリカ側からアメリカ側の実験の調査に對り日本側の希望事項を照会して来たが、(鈴木アイソトープ課長より本件内容について、資料2により説明)これについては、示-ターの交換をした
い旨返事をしたらよいと考えるが、来週学参とも相談

(6)

したいと考えている。このような方針で進めてよろしいか。

(石川) 米国ではどういう調査をすゝめるのかを聞いてらよい。

(有次) それはよい。

(藤岡) それにはこちらが何をするかを決めてからがよいだろう。

(石川) 先方に金を出させてもよい。

(藤岡) 補償の問題は必ずおこるので、基礎調査はすすめておく方がよい。船は色々と交渉しているが---

(4) 基本計画策定要領について

— 正力委員長退席 —

前日に引続き審議を行い一応別紙の通り決定した。

(石川) 私のいう意味は開発するための研究とその基本をなす理論的研究という意味だ。応用研究と理論研究の両方という意味だそう書いてただくとはっきりする。

(井上) 湯川委員は第ゼロ項に当る所として基本的研究をあけたらよい。又材料に関する事項がい

(7)

るのではないか、との意見だ。

(石川) それは入れた方がよい。

(小斎) 一応原案に入れたが(三)の1に入るといふことで削った。

(井上) 湯川委員は特に入れよとの意見だ。

(佐々木) ニの(三)の他に箇のちがった別の研究計画が必要ではないか。それに何に重点をおくか、研究体制をどうするかを決める。

(石川) CP-5を入れるとなると、材料関係を取り上げる必要もあり、従ってニの(三)の中に材料に関する事項を入れることが必要だ。それと同時に基本的なことも入れる必要がある。

(井上) 湯川委員の意見は、(三)の1に表わされるのは仕様書が決まっているようなものについてだがそれ以前の基礎的なものも入れたらどうかということだ。

(石川) 開発、利用の基本になるものを入れたら更に大きくなるのではないか。

(井上) 湯川委員は、各アイテムごとに専門委員をおくとすれば材料は別にあけた方がよい。又何

(8)

う〇年という案については、せいぜい二〜三
年がよいところだろうとの意見だ。

(石川) 一番始めに「並びに研究」と入れられないか
もとになるものだ。

(佐々木) 開発利用計画と研究計画と二つ必要だ。それ
が一つに入っているのだから、これを分ける。一
つは開発利用計画もう一つは研究計画、後者は
重負を置くべき項目、その研究体制等を書
いたらよい、分けた方がよいかどうか。

(有次) 研究計画というのは一般の研究計画となる。
開発利用の基本となる研究となる。

(藤岡) 研究所去の内容をとつて来ているのではない
か。

(井上) 湯川委員は「考慮すべき事項」について、原
子力利用についての新しい可能性、例えば核
融合反応などの検討を加えたらよいとの意見
だ。又策定の方法について小委員会を設ける
ことは結構だが、これは原子力委が、オルガ
ナイズする、即ちイニシアティブをはつきり
させることが必要だとの意見だ。又専門委員

(9)

は各事項について任命され小委員会ができる
という意味で事項の内容(三)に加える必要
がある。

(佐々木) 本案は二〇日の参与会にかける。心構えが必
要だ、二の(一)の次にこれを加えたらよい。

(石川) 長期の方は基本計画といえるが、年次別の方
は基本ではなく単に計画としたのでは悪いか。

(島村) 年度の計画も長期の計画もここにいう基本計
画だ。

(石川) 一年では、その年の計画でいいのではないか。

(石川) 次の年度には予算等の案からむしろこまかく作る
必要がでてくる。両方「基本」の語を落して
もよい。変ることも予想されるので――

(島村) そうしよう。

(藤岡) 「基本」をとるのはよい。二の(三)の「研究計
画に重負をおく」というのはやめて、基礎的
研究、核燃料研究など項をふやせばよい。

(島村) 私の云ったのと一寸違っている。(三)の7〜5
までもう少しふやすと伺ったが、長期計画で
もこれらを対象とされている。(三)で長期はこう

(16)

耳度はこうとして(三)は両方にわたるものだ。

(佐々木) この(一)の項に基礎研究と、開発の研究と両方に留意する旨の規定をおくようにしたらよい。事項別にやるのは当然だが、原子力政策例えば発電を電力会社にやらせないとか、大学との関係等をどうするかなどのことがない。こういうことが矢張り必要だ。

(藤岡) 原子力政策は必要だ

(石川) それは一に入るのではないが

(佐々木) 政策事項は別に抜いてやるのもよかるう。

(有沢) 大方針といったものは、一応書かないとまずい。参加会では色々の意見を出させる方がよい。具体的問題が起るたびに問題が起ってくる。こゝでやるのは基礎的問題についての方針をたてる必要がある。

(石川) 一の目的のところでは計画及び方針としたらどうか。

(島村) 1~5までの内容が決ると、その方針が必ず出てくると思う。

(有沢) どこに出てくるのか。

三
内

(17)

(島村) 自らそこに基本方針が出てくる。

(有沢) 表の方はあとのことだ。肝心なことは、その前の方針だ。

(石川) 方針を入れたらよい。

(有沢) 方針があるから計画ができる。計画より方針の方が先だ。輸入禁止などということは入ってくるか。

(島村) 計画をたてるに当って当然入ってくる。

(有沢) 国の政策として禁止するということが入ってくるか。

(島村) 両方並べるのは、おかしいと思う。

(有沢) 基本的態度それは方針だ、これがないとまずい。

(佐々木) 今の所そういうはっきりした国の政策はない。だからいつもスラスラする。

(有沢) 国の態度を決める必要がある。

(島村) 計画を依る際に議論をして、その半分以上にそういう方針を書くわけだ。それならよいだろう。

(有沢) それならよいが、その方がわかりやすいとい

(12)

うことだ。

参与会では、これが一番基本的問題となる。

(井上) そういう段取りの問題については、湯川委員も云っていた。

(佐々木) 根本問題はたしかにある。

(島村) それでは、1~5の一番最初に政策の基本的態度を入れようか。

— そうすることに諒解 —

(石川) 策定の方法の(一)に「必要に応じて」を入れる方がよからう。

(島村) 小委員会のやり方だが、諮問はおかしい。「必要に応じて」ではなく設けるのだ。

(有沢) それでは一つだけおくという意味か

(島村) そうだ

(有沢) それではまずい。大小必要に応じて幾つもできるということだろう。それでは原案を作るのはこゝですることになる。

(井上) それは湯川委員も同意見だ。原子力委がインシアティブをとる。-----

(13)

(有沢) 幾つかおくということにしたらよい。

(藤岡) 幾つかはできる。

(島村) 「原子力委員会は」という風に入れてもよい。

(佐々木) 参与会では経過として調査会の案を出す、そうすれば改訂版をつくるのかと聞かれるだろうから、広汎な意味で検討するということとする。二つの要求があり、5ヶ年計画の骨髄しともう一つ大きい問題が残る。

(藤岡) 5ヶ年計画の問題は改訂の必要がある。CP-5は31~32年度で完成という予定だがそれができない。そこで32年があく、そこでCP-5をもっと大きなものとして国産炉を小さくしてこれをくり上げるという考もある。

項目を拾って見たらどうか。

(島村) 文章としてはこの程度でよいか(意見をを入れて直して)

(佐々木) これはよいが、もう一つ基本方針を作る。これがないと工合が悪い。これは疑問点でよいが-----

三
外
断

(12)

(島村) それは、これを始めれば当然出てくる。

(佐々木) たゞ出てこない問題もある。

(島村) (三) の始めに原子力行政の基本的態度とい

うものを入れたらよい。

改訂案を朗読

一応今日の所はこんなところでよいか。

(佐々木) 「必要な部分を設ける」でよいではないか。

(石川) たゞ「小委員会」でよい。

—— 以上で一応了承 ——

(15)

(5) 渉外事項の報告

河崎外務省国際協力局長より次のような報告があり諒承された。

1. 国際原子力機関について

本機関の設立は昨年の国連総会で決定され、本年二月二十七日よりソ連の發起国が集り一ヶ月にはたり規定書を審議し本日終了の予定である。

問題は理事会の構成であるが、理事国はソ連、内5国は英、米、仏、加、ソ連の技術先進国、原子産出国5(オーストラリア、ベルギー、チェコ、ポルトガル、南阿)、他の6ヶ国は受益国代表で総会の選挙だ。これはまた地理的分布も考慮して決められる。以上が原案である。

これについてソ連は全保理事会に直結した機関とする。中共を加入させること、原子爆禁止の仕事をやること等を主張したが通らなかつた。

又この会議は秘密会として用いられる。

この案の特色は、総会より理事会が絶対的権力を有していることで実質的な運営はすべて理事会で行われる。これでは理事国にたらないと、意味がなないので、

16)

之に対しては日本から意見書を出して不都合だと強く
要望していた。

日本を理事会に入れることを工作して来たが、各国
の態度は米、ベルギー、フランス、ブラジル等は好意
的だが、ポルトガル、英、南阿、オーストラリヤ等は
好意はなし。

その後の情勢では理事国を20位に増すことも考え
られているようでチャンスも出て来た。5:5:6だ
とインドとの関係で日本はむづかしい資深国は原鋳が
出るという事で理事国になるのは面白くなり。これを
感じ、オ3のグループを潰すとリウ風に固まって来た。
日本の可能性も大分出て来た。

エ. アジア原子力センターについて

フィリピンに設置に決定された。3月/5日アメ
リカで発表。米国外務省、フィリピン公使館からも
協力を要請して来た。

来月、ブルック、ヘブンの原子力課長、Dr. フォッ
クスがマニラに来るがその後、各参加国を訪問する予
定。

米国及び関係者は日本はインストラクターを出して

17)

よりのではなやかと云っている。このセンターは専門
学校程度のもので先生の養成が目的だ。大統領特別基
金ノ億中2000万米ドルに過ぎない。詳細は今年
の10月コロンボ会議で発表の予定だ。

3. 国連科学者会議について

郁葉、中泉両博士が出席したが、14日より開催さ
れている。

14日開会され非公開で行われている。

議長については、英、米、仏以外の国から議長をと
いうことでオーストラリヤのDr. エディが選ばれ副議
長にはブラジルに代表が選ばれた。

— 正力委員長出席 —

4. 細目協定について

免責条項はなしで本協定の議定書に加えて国会に
かけるのがよりと考えている。大蔵省と折衝中である
が、貸借料まで議定書に入れたい意向がある。(財政
法との関係で)しかしここまで入れる必要はないと考
えるので、法制局、大蔵省と意見の調整を四りたりと
考えている。

本件については次りで次のような論議が行われた。

(18)

(藤岡) 免費条項は、これを除いたものを細目協定として国会にかけたり。免費条項だけ特に国会にかけるといふことか。

(佐々木) 追加議定書という形で……

(藤岡) 大蔵省は金の方も入れると云つてゐるのか

(河崎) これは従来例がない。国際団体に入るといふことを国会で決れば、分担金は当然出すこととなる。

(藤岡) ビキニの件の文書をもつたが日本でも調査を計画してゐるが返事としては、日本では調査をしようとしてゐる。米例ではどういふ調査をするのか、連絡しやりたりという主旨のことを云つてやりたり。

(河崎) 結構だ。

(藤岡) 実験実施の時期はおよそ何時頃かサウンドできないか。

(河崎) できる式努力したり。

(藤岡) 外国から情報交換をしたりと云つてくることが多い。直接我々がやるより外務省で考えていただきたりがどうか

(河崎) 何れはA、E、C、同志でやることだ。

(19)

(藤岡) マニラのセンターにインストラクターを出す件はもう少し詳しく情報があつたら相談したい。

科学アタッシェス人を出すか籍は外務省となるか

(河崎) 定員の話はしたのか

(佐々木) それはわからなし。

(河崎) 定員に入つてないと大使館のメンバーにはなれない。

(佐々木) 予算はとつたか。

(島村) 併任はできなからな。

(藤岡) 今一人米国に行つてゐる。あれは東大の定員のまゝか。

(河崎) 外務省の籍に移してゐる。在外定員がとつてないとしてゐるが、研究所の駐在員のようにしたらよい。

(島村) 相談して検討しよう。

(島村) 細目協定の問題にもどつて。

昨日、外務省で、内務省の会議をした。現在外務省の議は、委員会の空気を入れた案で交渉する話のようだ。この際委員会の態度を決めておいた方がよいので、今日正式にお決め願ふこと意見

(20)

をまとめました。

(柴文明読)

要旨は、①原子炉購入後速かに取極める。

②免責条項を附属議定書とする。

生産より生ずる責任は前者のが望しい。

米独協定ク条々項を参考とする。

すつきりするコトが望しいとゆうこと

を委員会として決める。

(佐々木) 合同委に予め連絡してから決める方がよい。

(島村) それでは仮決定とゆうことか-----

(佐々木) 社会党にある程度下交渉した方がよい。

(河崎) 当つてみないとわからなさがドイツ並にはして
くれよう。

(佐々木) 今日決定とゆうより、仮決定として合同委に
わたりをつけた方がよい。

(島村) 外務省が行動する前に委員会の決定があつた
方がよい。

(河崎) その方がよしが----- 連絡を緊密にすればよい。

(石川) まだ交渉してないが

(河崎) 最近ではまだやつてない。

(21)

(佐々木) 委員会では大体このうりう態度だといふことで、

(石川) 法律が通ってからでよいのではないか

(島村) 契約もすぐできるので、早速交渉に入らなければならぬ。一応委員会としての議を出す必要がある。

(佐々木) 仮決定とすればよい。

(島村) *inspection* ができる。とゆう問題がもう一つある。仮決定とゆうことで外務省にお願いする。

(河崎) 交渉を始めてよいか----- 公文書をいただけ
るか-----

(島村) 正式にお願いするといふことで、仮決定で-----

(佐々木) 明日合同委と話す。正式にはまだ入らな
党がよしとなれば、正式にお願いする。

(島村) 研究所の炉の購入契約は、特許問題がある。日
本の特許にかゝるものは、研究所の責任で方付け
るといふ条項がある。一応徹底に努力してその結
果駄目ならよしが一応返した。

昨日電報が来て変えるといつて来たが、よく検討
すると内容は変わってない。もう一度電話でやる
風にしてける。結局止むを得ないとの見通しだが

(22)

教日遅れているが教日中にやる必要があり、教日
中には契約ができる予定だ。

(佐々木) ス8日にス時から参加会をやる。

(正カ) 土地選定の資料を商標に旨手渡ししてほしい

(6) スイスからの留学生受入について

スイスより自国でも十分にできないう実情にあるので外
国留学生を引受けられるや疑問の旨解答があつたとの報
告が行われた。

以上 4. 15 教会

[別紙]

(23)

原子力開発利用基本計画策定要領

31. 3. 23
原子力委員会決定

ア 策定の目的

原子力開発及び利用に関し基本的総合的な計画を策定し、
これに基づき原子力の平和利用を計画的かつ効率的に推進さ
せることを目的とする。

エ 策定の概要

(1) この計画は、長期計画及びこれに基づき毎年策定される
年度計画とし、基礎研究と応用のための計画とを併せ考
慮して策定するものとする。

(2) 長期計画は、現在の段階では、その具体的計画の策定
が非常に困難である事情に鑑み、我が国が原子力利用開
発を行うに当たっての将来の問題点の抽出、それに対する
対策、その見透し、及び開発の目標についての基本的争
論を中心に策定し、年度計画は、現実に即した実施計画
とする。

(3) 基本計画の内容には、次の事項を記載するものとする

ア、原子力開発の基本的方針

エ、原子炉の設計、建設、利用等に関する事項

(24)

3. 原子力開発用器械の充足に関する事項
4. 核原料物質及び核燃料物質の開発及び管理に関する事項
5. アイソトープの利用に関する事項
6. 放射線障害防止に関する事項
7. 研究者及び技術者の国内及び国外における養成訓練に関する事項

(4) この計画の策定に当っては、次の事項を考慮するものとする。

1. わが国における電力供給その他石炭石油等エネルギー供給の見通し
2. わが国における関連産業の生産能力及び技術水準等
3. 原子力に関する国際情勢の見通し
4. 諸外国における原子力の開発利用の状況及び見通し。
5. その他

3. 策定の方法

(1) 原子力委員会は、この計画の立案に資するため、参加のうち、適当な者若干名のほか、専門委員を以て構成される小委員会を設ける。

(2) この計画の策定に当っては、必要に応じて関係官庁、日本学術会議、日本原子力研究所、日本原子力産業会議

(25)

等と連絡をとるものとする。

(3) 長期計画は、本年六月三十日までに策定することを一応の目標とするが、昭和三十一年度計画の策定が至急に要請されてくる事情に鑑み、長期計画のうち昭和三十一年度計画の策定に必要な事項については、昭和三十一年度計画を本年四月三十日までに策定できるよう早急に決定するものとする。

この
13

